

教職実践演習における中等教育学校の実践例の 教材化について

－「総合的な学習の時間」「特別活動」「特別な教科道徳」を中心として－（その1）

小野村 浩*・小野村 樹美**・湯川 泉***

*帝京短期大学

**東京都立神代高等学校 / 人間総合科学大学

***東京都品川区立清水台小学校

Utilization of Practical Examples of Secondary School Curriculum in Practical Seminars for Teachers:

Focusing on "Time for Comprehensive Learning," "Special Activities,"
and "Special Subjects: Morality" (Part1)

Hiroshi ONOMURA *・Jumi ONOMURA **・Izumi YUKAWA ***

Abstract

【Problem/Purpose】: Serious issues are increasing in elementary, junior high, and high schools, and the ratio of public school teacher recruitment and selection is declining, and there is a situation where teachers are leaving the school. Against this backdrop, we will examine and examine the content and teaching methods of the "Practical Seminars for the Teaching Profession" in order to stimulate students' motivation for education and to encourage them to think independently about specific teaching plans and teaching methods in the "Practical Teaching Seminars" held at the final stage of the teacher training courses at universities and other institutions aiming to become teachers.

【Methods】: Present examples of advanced instruction in elementary, junior high, and high schools for "comprehensive study time," "special activities," and "special subject morality" without specialized subject licenses, and have students prepare plans and guidance plans. Before engaging in the exercises, students will learn about the history and philosophy of the birth of "comprehensive study time," "special activities," and "special subject morality," and then present practical examples, create a teaching plan, and consider it.

【Results and Discussion】：As a practical exercise, the purpose of thinking about teaching plans and teaching methods in detail was fully achieved. I believe that the examples of practices in secondary schools have formed a concrete image of instruction, and that the awareness of creating a teaching plan that further evolves these practices has increased.

Keyword：Practical Exercises in Teaching, "Time for Comprehensive Learning," Special Activities, "Special Subjects: Morality"

要 旨

【目的】小中高等学校の現場では深刻な課題が増え、公立学校教員採用選考の倍率は低下傾向にあり、教員離れが進む状況がある。こうした中で、教員を目指す大学等の教職課程の最終段階で行われる「教職実践演習」において、学生の教育に対する意欲を喚起し、具体的な指導案や指導方法を主体的に考えさせるために、中等教育学校の実践事例を教材として活用する取り組みを提案するために、「教職実践演習」における指導内容や指導方法を考察し検証する。

【方法】専門の教科免許のない「総合的な学習の時間」「特別活動」「特別な教科道徳」について、小学校・中学校、高等学校の先進的な指導事例を示し、学生の企画案と指導案の作成を行わせる。演習に取り組ませる前に「総合的な学習の時間」「特別活動」「特別な教科道徳」の誕生した歴史や理念を学ばせてから実践事例を示し、指導案の作成を行わせて、考察する。

【結果・考察】実践演習として、指導案や指導方法を具体的に考えるという目的は十分に達成された。中等教育学校での実践を例示したために、具体的な指導のイメージが形作られ、それらの実践をさらに進化させた指導案を作成しようとする意識が高まったと考える。

キーワード：教職実践演習、「総合的な学習の時間」、特別活動、「特別な教科道徳」

1. はじめに

－中等教育学校教育課程の現状と課題－

近年、中等教育学校の現場では深刻で重大な課題が増え続けている。

文部科学省の2023（令和5年）年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」¹⁾ 結果が2024（令和6）年10月31日に公表された。この調査における児童生徒の問題行動とは、「暴力行為、いじめ、不登校、自殺、退学等」である。結果では、いじめは前年度よりさらに7.4%増加し、732,568件と過去最多となった。さらに小中高校生の自殺者数は397人であった。また、小中学校の児童生徒の「不登校」者数は、346,482人で11年連続増加し、過去最多だった前年度からさらに15%増加し初めて30万人を超えた。高校生の不登校者数は、15.9%増の68,70人であり、過去10年でみると微増で推移しているが、高等学校の場合は不登校が続くと転学をする場合もあるため、実際の長期欠席や不登校が見えにくくなっていることも考えられる。いじめ、不登校、自殺、暴力行為、退学等は、それぞれが独立した問題行動ではなく、互いに複雑に関連している場合がある。

一方、文部科学省が昨年12月に公表した公立学校教員採用選考試験の実施状況²⁾によれば、2023（令和5年）年度の公立学校教員採用選考の倍率は昨年度の3.7倍から3.4倍に減少し、5年連続で過去最低を更新した。採用者総数は、35,981人で前年度より1,666人増加し、受験者総数は、

121,132人で前年度から5,258人減少した。全体の競争率は15の自治体で増加し、45の自治体で減少している。校種別倍率では、小学校2.3倍（過去最低）、中学校4.3倍、高等学校4.9倍、特別支援学校2.2倍、養護教諭7.7倍、栄養教諭9.1倍となり、養護教諭・栄養教諭以外の校種・職種において前年の倍率を下回っている。長期的に見ても全国の教員採用選考の倍率は低下の一途を辿っている。しばらく前から言われているように我が国の教員不足は深刻な局面を迎えていると言える。

この背景には、大量退職による採用人数の増加に原因があり、また「教員の仕事はブラックである」という2010年代に名古屋大学の教育社会学者・内田良³⁾が学校事故や部活動指導についての教育課題を提言した「教職ブラック論」の浸透があると考えられる。しかし筆者は、さらに前述したような学校現場での深刻で解決の困難な課題が、教職を目指そうとする若者に重くのしかかっていることに遠因があると感じている。教員になることを真面目に考える学生ほど、教育現場の課題の大きさに臆してしまうように思えるからである。

本稿では、大学等の教職実践演習で教員を目指す学生に対して、学校現場の楽しさとやりがいを示すために「特別な教科 道徳」「特別活動」「総合的な学習の時間」の実践例を活用した講義の取り組みを考察・提案したものである。

2. 「総合的な学習の時間」「特別活動」「特別な教科 道徳」の指導方法の再考

教育改革・学校改革のためには、「アクティブ・ラーニング」の推進が重要である。学び方改革としての「アクティブ・ラーニング」への転換は、日本の教育改革の中核をなすものである。2020年から本格実施された学習指導要領⁴⁶⁾には、「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング）が打ち出された。これまでの日本の学校教育は、長年あまり変化がない講義型の授業形態が主流であった。私たちは集団で整然と座り、先生の講義を聞きながら、ひたすら板書をノートに写した。試験は、書き写したノートから出題されるのであるから必死である。授業を受けることは、ノートに板書を写し取ることと同義だったと言ってもよい。

「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング）の考え方は、「総合的な学習の時間」から始まったと考えられ、「総合的な学習の時間」そして「特別活動」「特別な教科 道徳」は、「主体的・対話的で深い学び」を实践するうえで、最も適切な教育活動と言える。しかし一方では「総合的な学習の時間」「特別活動」「特別な教科 道徳」は、特別の教員免許が付与されるものではなく、すべての教員に任された教育活動であり、成績や評価や内申書でも重視されることはなく、そのために指導法の研究もなおざりにされて来た現実是否定できない。

「総合的な学習の時間」

日本の教育観や目指す目標が変化してきた背景には、戦後の日本経済の急成長・教育水準の急速な向上・勤勉な日本人の世界進出などに伴って、その影の部分として「学力重視」がもたらす弊害が顕在化したことが大きい。例えば「受験戦争」「偏差値主義教育」と呼ばれた過剰な学歴競争や公害や環境破壊などの社会環境の負の側面があった。

1977年に改訂された学習指導要領には「ゆとり教育」と言われる改革が示され、週5日制や「総合的な学習の時間」などが導入された。ところが、その後、学力格差問題やPISAの学力調査による日本の学力の低迷、バブル経済の崩壊などを経て、2008年の改訂では、「脱ゆとり教育」に方向転換が図られたのである。「ゆとり教育」と「総合的な学習の時間」の関連が論じられる場合が多かったが、2000年の旧学習指導要領に初めて示された「総合的な学習の時間」の特徴は、体験学習や問題解決学習の重視および学校・家庭・地域の連携を掲げていることである。目標として、教科横断的な課題解決能力を育成する学習を行い、国際理解・環境・健康・福祉・地域理解・情報や学校の特色に応じて児童・生徒の興味関心に基づく課題の設定が示されている。これこそ「アクティブ・ラーニング」の考え方である。

「総合的な学習の時間」は、1996年7月の中央教育審議会の第一次答申で、その

考え方が示されたことから始まる。本答申では、「これからの子供たちに必要となるのは、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、より良く問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であると考えた。たくましく生きるための健康や体力が不可欠であることは言うまでもない。」⁷⁾と指摘し、このような資質や能力を「生きる力」と名づけ、これをバランスよく育成することが、これからの教育に求められるとしたのである。そして「生きる力」を育成するための方策の一つとして「総合的な学習の時間」が構想されたのである。

中央教育審議会の答申では、「総合的な学習の時間」の創設の趣旨について「各学校が地域や学校の実態等に応じて創意工夫を生かして特色ある教育活動を展開できるような時間を確保することである。また、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」は全人的な力であることを踏まえ、国際化や情報化をはじめ社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を育成するために教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習をより円滑に実施するための時間を確保することである。我々は、この時間が自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育むことをめざす今回の教育課程基準の改善の趣旨を実現する極めて重要な役割を担うものと考えている。」⁸⁾としている。

しかし現在、導入当初のこの学習の狙いからはずれて、実際には地域清掃を繰り返すだけの形骸化した「総合的な学習の時間」やその場限りの講演会ばかり行なっている学校もあるという。また学校行事の準備に当てられたり、かつて問題となった未履修問題のように受験を意識した教科の補習のような内容になっている学校もあった。

特別活動

さて、特別活動は学級活動（ホームルーム活動）、生徒会活動及び学校行事から構成されるが、目標として①望ましい集団活動の展開と望ましい集団の育成 ②個人的な資質の育成 ③社会的な資質の育成 ④自主的、実践的な態度の育成 ⑤人間としての在り方生き方についての自覚と自己を生かす能力の育成、の5点が示されている。これらの観点は全体として「生きる力」を育む教育活動として展開されていくべきものである。今回の改訂において、特別活動の目標に「人間関係」が加えられた。このことによって、集団や社会の一員として、協力して学校生活の充実と発展に主体的にかかわる教育活動としての意義が明確になった。特別活動は、学校の創意工夫の余地の広い教育活動である。したがって、各学校において自校の教育目標との関連を図りながら、学校、地域、生徒などの実態に即した具体的な特別活動の指導の重点を定めて教育課程上の位置付けを明確にし、各学校の特色

や創意工夫を加え、全体計画を明確にして教育活動を進めることが大切である。一方で課題として、単発的で形骸化しているという見方もある。学力向上へのニーズが高まり、学習時間の確保や進路指導・受験指導の重みが増している時代にあつて、学習評価に関連が薄い特別活動には参加しない生徒も出ているという。

「特別な教科 道徳」

一方、2018 年から始まった戦後 8 回目に出された現学習指導要領では、小学校および中学校（2019 年）において「特別な教科 道徳」が導入された。「特別な教科 道徳」の概要は①週 1 時間の履修の義務化、②検定教科用図書の使用の義務化、③評価の導入である。「特別な教科 道徳」という名称は、その 5 年前の 2013 年に行われた「道徳教育の充実に関する懇談会」報告において提言され、翌 2014 年 10 月の中央教育審議会より「道徳に係る教育課程の改善等について」⁹⁾ が答申されて、2015 年の学習指導要領の一部改正において、道徳の教科化は示されているところであった。

道徳教育の歴史としては、1958 年の学習指導要領において「道徳の時間」を特設し、道徳教育の重要性の姿勢は示されて来た。戦後すぐに GHQ の指令によって、戦前戦中の「修身」や日本史・地理などの廃止や見直しが進む中、道徳教育は学校の教育活動を通じて行うとされた。道徳教育の徹底を図るために社会科の分野に

位置づけたり、高等学校においては「倫理」の中で扱われることもあったが、これまでは、特別活動や教科外の活動として実施されていたために各校での指導の内容は、学校の裁量に任されていたため大きな差があるという指摘もあった。「道徳の時間」に対して、戦前の「修身」の流れを汲む教育として、理念の押し付けになるのではないかとする根強い反発が存在したことも事実である。現学習指導要領においては、「特別な教科 道徳」となった。教科となったために上記の①履修の義務②教科書の使用③評価の導入、が定められることとなる。しかし、専門教科として「道徳」についての教員免許はなく、評価については数値化せず文章で表現することから、「特別な教科」という表現になっている。

「特別な教科 道徳」導入された背景には、いっこうに無くならない学校のいじめ問題の深刻化や児童生徒の自己肯定感の低下が挙げられる。この改革の伏線として 2016 年に、「いじめに正面から向き合う『考え、議論する道徳』への転換に向けて」¹⁰⁾ という文章が発信された。（文部科学省平成 28 年 11 月 18 日）ここにおいて、「特別な教科 道徳」の設置とともに「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング）の考え方も示されたものと考えられる。

「道徳」の本質は、中央教育審議会の答申に示された通り「多様な価値観の、時には対立がある場合も含めて、誠実にそ

これらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢」に他ならない。特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたずに言われるままに行動するように指導したりすることは、道徳教育の対極にあると言える。しかし、これまでの道徳教育が、教材や読み物を読んで登場人物の心情を読み取るような授業が多く行われていたのに対して、「特別な教科 道徳」に変わったからと言って、すぐに「考える道徳」「議論する道徳」に転換されているとは思えない。やはり今までの道徳教育と同じような指導方法が続けられているとの指摘もある¹¹⁻¹³⁾。「考える道徳」「議論する道徳」を実践するためには、まさに「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)の考え方が重要である。

3. 「教職実践演習」での行った実践事例を活用した取組み

筆者らは担当する「教職実践演習」において、「総合的な学習の時間」及び「特別活動」「特別な教科道徳」の企画案と指導案の作成を行わせている。これまで勤務した大学では、外国語や社会・地歴公民等の教科指導法は履修しているが、カリキュラム上「特別な教科道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」については具体的な指導法までは十分に時間が確保できていないためである。この実践により、学生がアクティブ・ラーニングについて主体的に考え、指導方法を具体的に考える契機となることを期待したのである。

まず導入として学生に自分の小学校・中学校・高等学校で経験したそれぞれの教育活動の学習内容を想起させる課題を出すのだが、つい数年前のことであるにもかかわらず、どのような活動や学習をしたのか記憶している学生は少ない。運動会・体育祭、文化祭や修学旅行といった特別活動は鮮明に覚えているようだが、他の授業や活動内容は曖昧で、特に道徳や「総合的な学習の時間」は、まったく記憶から抜けている学生もいる。学校の教育課程の中でそれだけ軽視されている証左とも考えられる。

「教職実践演習」では、まず次の3つの先行実践例を示した。

日本で最初の「総合的な学習の時間」

(小学校)

東京のW小学校では、現在の「総合的な学習の時間」の目標や手法を取り入れた特色ある実践が1977年以前から先行して導入されていた。1933年に創立した和光小学校では、戦後まもなくから「生活単元学習」という「総合学習」の源流となる実践が行われて来た¹⁴⁾。W小学校の「総合的な学習の時間」では、子どもたちの身近な生活を窓口に現代社会の矛盾に迫るという点に特徴がある。テーマは3年生「カイコ」・4年生「川」・5年生「ほんものの〇〇(コメ・豆腐・そばなど)づくりに挑戦」・さらに6年生では基地や15年戦争、沖縄の戦争体験を聞くところまで発展する。W小学校のこだわりは、「実

感のある学び」を創り「血の通った学力」を育くむことであるという。これは教育の題材を子どもたちの生活に求める取組みで生活世界を拓かせ、彼らの生活をより豊かにすることを目指す教育であった。1975年には、見る・聞く・さわる・つくる・しらべる・つかうなどの具体的な経験や活動や事実を通しての学習を目指して「低学年・総合」学習が開始された。これは、理科と社会の時間を使って「たんけん」の授業である。この授業ではアヒルの飼育をして自然と人・社会のつながりなどを学んだ。高学年では、ベトナム戦争、6年生では「学習旅行ヒロシマ」が始まった。その後の高度成長期の日本では、公害や薬害、食品汚染が深刻化し、学校でも非行や校内暴力の問題などが深刻化した。1985年から和光小学校は、全学年での「総合学習」の実施に踏み切った。この時代から低学年の「総合学習」は「生活べんきょう」とされた。これが、その後に続く「総合学習」につながっていくのである。W小学校の「総合的な学習の時間」は、まさにこの教科のねらいに沿って、継続して実践された貴重な実践例で、まさに生きた学習であると言える¹⁵⁾。

いじめ防止・生命尊重をテーマにした

委員会活動（中学校）

Y中学校の保健委員会では、例年積極的に文化祭に展示参加をしてきた。委員会で話し合っ、て、「いじめ」根絶・生命尊重に向けた啓発活動の一つになればいい

と考えたのである。クラスで「いじめ」撲滅に関する意見交換や企画アイディアを募集し、委員会で『すべての社会から「いじめ」をなくすために』をテーマにして10種類以上のポスターを作成し、学校内から100以上の提言を集めて掲示した。以下のメッセージがその一部である。

< 私たちからの提言 >

- SNSに負の情報を載せるのはやめよう。
- 無理してでも笑顔で挨拶しよう。
- 音楽や映画、スポーツを観て、感動しよう。
- 一日の終わりに自分の言動を振り返ろう。
- 広い世界を見てみよう。
- 美味しいものを食べよう。
- 本を読もう。本の中に必ず解決策がある。
- 自然の中で風に吹かれて寝転んでみよう。
- ペットを飼おう。
- 誰かの相談に乗ってあげよう。 etc

当日の朝までポスター作りの作業をした保健委員会の生徒たちは、十分満足していたように見えた。それほど多い人数ではなかったが、立ち止まってたくさんのメッセージを熱心に見て行く生徒や保護者の姿もあった。

防災教育を通しての地域連携

（高等学校）

2017年3月に社会教育法が改正され、「地域学校協働活動の推進」が教育委員会

の事務として位置付けられ、地域と学校の関係は、「連携」から「協働」に発展させていことが求められている。Z 高等学校では、「大規模災害時に高校生のできること」を主題に地域住民と防災対策に取り組んだ。

【ブース A】では、負傷者（人形）の安全を確保しながら、バール・ジャッキ等で救出する活動を体験する。人力では持ち上げられないという想定の下で行い、グループ内で協力し、声をかけあって救助作業を行わせるように、緊急時にも、グループで活動できるように指導する。

【ブース B】では、担架による傷病者搬送体験を行う。多数の傷病者や火災発生に伴う、緊急搬送の必要性を理解させる。地域消防署と地域消防団の指導の下、担架搬送の方法について説明を受ける。迅速な傷病者搬送の必要性を理解させ、適切な方法、姿勢で搬送法ができるようにさせる。

【ブース C】では、災害時におけるあかりの大切さ体験学習を行う。暗闇の怖さ、あかりの大切さについて体験させ、企業（ケミカルライト製作企業）から提供を受けて「防災用簡易ライト」、化学発光学習キット「ルミキット」等を準備し、停電時（震災時）にあかりをとる方法について考えさせる。

【ブース D】では、避難所開設体験をする。市役所防災課より段ボール、マット、間仕切り等を借用し、防災課職員の指導の下で備蓄されている資機材等を使って、

避難所の設営を体験する。避難所は、限られた材料で効果的なプライバシー確保の方法を考えることができるかを高校生に検証させる。

【ブース E】では、仮設トイレ展示設営等体験をする。防災課より仮設トイレを借用し、防災課職員の指導で仮設トイレの設営を体験する。災害時におけるトイレの重要性について理解できるようにさせ、適切な方法で仮設トイレをたてる・片付けることができるようにさせる。

【ブース F】では、災害ボランティアセンター体験をする。災害時に設置される災害ボランティアセンターを通じての災害ボランティア活動の流れを理解する。災害ボランティア活動マニュアルを活用する。社会福祉協議会・地域ボランティアセンター・市民活動センター等の指導で、災害ボランティアセンターの役割、災害ボランティアセンターでの登録、活動の選択、活動、報告の流れがわかるように指導する。

最後にそれぞれの体験についてのワークシートと感想文等と合わせて行う。

事例紹介の後、「教職実践演習」では学生に指導案の作成課題を与える。3人から5人のグループ分けを行って小・中・高校のいずれかの「総合的な学習の時間」「特別活動」「特別な教科 道徳」の指導案の作成を行わせて、グループごとに発表をさせる実践である。「地域連携・委員会活動・地域調査」の3つのキーワードだけを示し、その他はどんな企画内容でも良いこ

ととして、自由度を高くする。

学生の企画した指導案の紹介と考察を詳細に示すことは、次の機会とするが、ほとんどの企画が具体的で主体的であったことが印象的であった。具体的に教育活動をイメージできたことは大きな成果である。

4. おわりにー考察と提言ー

「教職実践演習」では、具体的で意欲的な実践事例を紹介した後に指導案を作成させる活動を行ったところ、多くの学生が積極的に取り組み、創意工夫に富んだ企画書と指導案を示した。中等教育学校の教育課程の歴史や理念を学んでから実践事例を示したことが大きな動機づけになったと考える。学習指導要領についての理解も深まり、学生がアクティブ・ラーニングについて主体的に考える契機となった。実践演習として、指導案や指導方法を具体的に考えるという目的は十分に達成されたと考察する。中等教育学校での実践を例示したために、具体的な指導のイメージが形作られ、それらの実践をさらに進化させた指導案を作成しようとする意識が高まったことは明らかである。

本実践では、中等教育学校の現場で、実際に行われた指導実践を活用する意味の大きさを改めて確認し、教職を目指す学生が教育活動を主体的に具体的に構想する力を養成する方法の一つとして提案したい。

5. 参考文献一覧

- 1) 文部科学省 HP
https://www.mext.go.jp/b_menu/b004.htm
2023.8.5. 閲覧
- 2) 文部科学省令和 5 年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について（令和 5 年 10 月 31 日公表）、2024.10.31 閲覧
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/senkou/1243159.htm
- 3) 内田良『ブラック部活動』、東洋館出版社、2017
- 4) 『小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総合的な学習の時間編』文部科学省、東山書房、2017
- 5) 『中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総合的な学習の時間編』文部科学省、東山書房、2017
- 6) 『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 総合的な探求の時間編』文部科学省、学校図書、2018
- 7) 中央教育審議会答申「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」、1996
- 8) 教育課程審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領の基準の改訂について」、1998
- 9) 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について」、2008
- 10) 中園大三郎、松田修、中尾豊喜、天野義美、安田陽子『小・中・高等学校 総

合的な学習・探究の時間の指導－新学習指導要領に準拠した理論と実践－』学術研究出版，2020，

- 11) 岡田順一、笹尾幸夫「『総合的な学習の時間』の指導法について－学校現場での実践考察を含めて」、南山大学教職センター，2020
- 12) 勝野正章、井良信「問いからはじめる教育学」有斐閣ストゥディア，2015
- 13) 『田中耕治編『時代を拓いた教師たち』日本標準，2005
- 14) 大西公恵、上原ななみ「生に向き合う総合学習カリキュラム：和光鶴川小学校における「こころとからだ」学習プランの検討を通して」、和光大学現代人間学部紀要第11巻 p.p.57-72, 2018
- 15) 横須賀薫・千葉徹・油谷満夫『図説教育の歴史』河出書房新社，2008
- 16) 「道徳教育について」、文部科学省「考える道徳への転換に向けたワーキンググループ資料」，2016
- 17) 「戦後の道徳教育の経緯」，文部科学省，2010
- 18) 「『特別の教科 道徳』が克服すべき課題とその解決方策の検討－道徳教育忌避感情および軽視傾向改善を中心に－」田沼茂紀 2015年「道徳と教育」第333巻（田中編，2005，p228）